成果の説明書

| (氏名)　谷口聡 | (学部)　経済 |
|---|---|

本説明書の報告者である谷口は、法律学、特に民法の研究教育を生業とする者である。以下では具体的に可視化可能な2024年度の研究の成果についてのみ報告をする。

1　重要事項

(1) 科学研究費分担研究者としての研究

報告者は、本学地域政策学部の熊澤利和教授を代表者とする科研費分担研究者である。この科研費は主に終末期医療に関係するテーマとして採択されたものである。報告者は、主に終末期医療の法制度に関する研究を担当している。

2024年度は主に諸外国における医療的な幇助自死（端的には安楽死などと表現されることもある）が合法化されている状況について検討した。オーストラリアのヴィクトリア州では「自発的幇助自死法」が施行されているが、これについて、この立法過程で浮かび上がった立法趣旨と指導理念について考察して論稿としてまとめた（**「豪州ヴィクトリア州「自発的幇助自死法」にける自死の価値」（単著）地域政策研究27巻2号37頁**）。

中央ヨーロッパの一角であるオーストリアでは、一般民法典（ＡＢＧＢ）が一部改正されて、医療や終末期医療に関係する条文規定が新設された。このような規定について立法趣旨や意義、解釈論上の問題点などを検討し論稿として発表した（**「オーストリア一般民法典における終末期医療規定に関する一考察」(単著) 高崎経済大学論集67巻3号29頁**）。

近年、ニュージーランドにおいても終末期患者が自死を選択できることを合法化した。これに関する法制度の検討を行い論稿として発表した（**「ニュージーランド「終末期選択法」に関する一考察」（単著）高崎経済大学論集67巻4号111頁**）。

ところで、わが国には終末期医療に関係する法律が存在せず、判例と厚生労働省のガイドラインにより医療現場が終末期医療を実施している。その意味で判例は重要な規範となっているが、そのうちの一つとして、自己決定権に関係する最高裁判例が存在しており、これについて再検討を行い論稿として発表した（**「憲法13条にかかる自己決定権と終末期医療」（単著）地域政策研究27巻3号33頁**）。

(2) 民法750条と選択的夫婦別姓に関する研究

選択的夫婦同姓を規定した民法750条が合憲であることおよび戸籍法上の規定も合憲であることは最高裁判所大法廷における２つの判決の立場であるが、報告者は選択的夫婦別姓をわが国は一日も早く導入すべきとの立場である。しかしながら、憲法違反に関する法理論的議論は極めて慎重に行われなければならないものであるとの見地から検討を行い、論稿を発表した（**「憲法14条と選択的夫婦同姓規定合憲判決に関する一考察」（単著）地域政策研究27巻4号47頁**）。

(3) 改正民法415条に関する研究

債務不履行に関して主軸となる民法典の規定415条については、過失責任主義から契約の拘束力という指導理念の転換の下で条文改正が行われた。

この点について、どのような論点が存在しており、研究課題としてどのようなものがあるかについて研究会で報告を行った（**法律行為研究会[伊藤進明治大学名誉教授主幹]2024年4月23日単独報告**）。

同じく、わが国が民法典を制定した明治時代の立法過程に遡り検討をおこなった結果を研究会において報告した（**法律行為研究会[同]2024年12月4日単独報告**）。

2　その他の事項

特になし

**３　次年度以降の計画・抱負**

◇上掲科研費分担研究は、あと 2 年で期間満了となるため、集大成としての論稿をまとめるように継続して研究を続けたい。

◇上掲法律行為研究会での報告については、同じテーマで同じ研究会において研究を担当する予定である。

◇現在、デジタル化社会と民法という視点において、例えば、デジタル・プラットフォーム・ビジネスで生じる法的紛争であったり、ブロックチェーンを活用したビジネスで生じる法的紛争などに関心を寄せている。

◇報告者のライフワークの一つは人間の周没期における法制度、例えば、成年後見、死後事務委任、終末期医療、相続、信託などといったテーマである。これらのテーマについても進展を図りたい。

（以上）